

はじめに（総括に代えて）

名張市では2018(平成30)年3月に第3次名張市人権施策基本計画を策定し、「あらゆる差別を解消し、市民一人一人の人権が保障され、共に支え合い助け合いながら、自分らしくいきいきと暮らせるまちの実現」を基本理念に各種施策に取り組んできました。

2022(令和4)年、全国初の差別解消条例である「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」が施行され、市においては2023(令和5)年、新たな総合計画である「なばり新時代戦略」がスタートしました。これらを受けて第3次名張市人権施策基本計画の改定を1年早めることとしました。

今回の改定に先立ち、第3次名張市人権施策基本計画に基づく取組を総括する一つの手段として、市民の人権問題に対する意識実態を把握するため、2023(令和5)年11月に「人権に関する名張市民意識調査」を実施しました。

この市民意識調査の結果と2016年の前回調査結果を比較すると、一部改善された項目はあったものの、全般的に見て大きな改善が見られたとは言えないものでした。

人権啓発事業への市民参加の低調さや、人権侵害体験者が市の相談窓口を利用した割合が1割に満たないなど様々な課題が提起されました。

取組を進めながら、成果につながっていない。その原因の一つとして、従来の取組を漫然と繰り返してきたことがあります。

「仏作って魂入れず」ではありませんが、「この施策は何のためのものなのか」「差別をなくす、人権を守るためのものになっているのか」を、職員一人一人が自問しながら各施策に取り組んできたのかが問われています。

この間、人権意識の低さによるとしか考えられない職員の接遇態度、また、職員のコンプライアンス欠如による不祥事等も発生しました。

コンプライアンスの徹底こそが、組織における人権意識向上のカギであるとの認識に立ち、遅ればせながら、人事担当部署と連携し、全職員を対象としたコンプライアンス研修、人権研修の取組を進めているところです。

まず市職員が「人権」に対する自らの責任の重大性と、自らが人権行政の担い手であることを深く自覚し、全ての行政施策を今一度人権の視点から捉え直し、これまでと同じ施策を進めるにしても、「差別をなくす、人権を守る」という目的意識を明確にして取り組むことが求められます。そうすることで、市の実施する施策そのものが、市民に対する人権啓発効果を持つことになります。

「自治体行政は人権行政である」、第4次名張市人権施策基本計画は、この基本姿勢に基づいて策定します。

なお、本計画の大きな柱である人権啓発・人権教育の推進について、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定後20年以上を経過し、法務省の委託を受けた有識者検討会が、社会経済情勢の変化や国際的潮流を踏まえたものに見直す必要があると結論付け、見直しに当たっての観点について提言を行うという動きがありました。

新たな基本計画の公表は第４次名張市人権施策基本計画策定後の 2026（令和 8）年度と見込まれますが、新計画公表を受けて本市においても本計画の一部見直しを行う予定です。